新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮者への 日本大学経済学部緊急支援給付金募集要項(第2次募集)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う家計困窮により学費等の支弁が困難で、学業の継続に支障をきたしている経済学部生及び大学院生を対象とした緊急支援給付金の第2次募集を実施する。

なお、本給付金制度については、経済学部校友会及び経済学部後援会の御協力により充当する。

- 2 募集人数 500名
- 3 給付額 50,000円
- 4 募集時期

<u>令和2年7月1日(水) ~ 7月22日(水) 15時 必着(厳守)</u>
※採択結果は、8月7日(金)にEcoLinkのメッセージにてお知らせいたします。

5 応募資格

6月19日(金)に締め切られた本緊急支援給付金の第1次募集と,重複しての受給はできません。第1次募集 に申請した学生は,7月7日(火)の採択結果(EcoLink でお知らせ)を確認し,対象から外れた場合のみ7月8日 (水)以降に申請してください。

令和2年5月1日現在,日本大学経済学部の正規の課程に在学中の学部生及び大学院生で,次の条件を全て備えている者とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による減収により家計が困窮し、学資支弁が困難であること。
- ② 減収後の家計支持者(父母,家族構成によってはそれに代わる主たる家計支持者)の合算した見込み年収(直近1カ月分の収入・所得金額を12倍した金額)が以下であること。
 - ・給与所得者の場合 800 万円以下
 - ・給与所得以外の者の場合 350 万円以下

※家計支持者の収入は減少していないが学生本人のアルバイト等収入が減少した場合も①に該当します。

※休学中の者,及び研究生・聴講生・科目等履修生は対象外とします。

※この給付金は、他の奨学金の支給を受けていても申請可能です。

【注意】

本給付金は、学業を継続し、かつ専念するために活用願います。虚偽申請はしないでください。虚偽申請によって 給付を受けた学生は、直ちに返還を求めます。

6 申請方法

次の書類を揃え、学生課の専用フォームにて申請してください。

フォームアドレス: https://forms.gle/YRrjBQhkkfHVhm8eA

- ※この申請フォームは NU-AppsG アカウント (ec*******@g. nihon-u. ac. jp) でのみログインできます。 それ以外からのログインは無効です。
- ① 経済的に困窮している理由(300字程度)
- ② 学修計画 (300 字程度)
- ③ 総修得単位数(令和元年度までに修得した全ての単位数。学修計画の評価の参考にします)
- ④ 提出書類
 - (1)給与所得者の場合
 - ・令和元年の源泉徴収票,及び家計急変後の収入・所得を証明する書類(直近1ヶ月の給与明細等)
 - (2)給与所得以外の者の場合
 - ・令和元年の確定申告書,令和2年度所得見込申告書(学部様式。直近1ヶ月の収入等を記載)
 - ※(1)(2)共に,家計支持者が父母で,一方に収入が無い場合も,収入が無いことを証明する書類が必要です。 (非課税証明書等)
 - ※ 留学生の場合も、日本人の学生と同等の書類が必要です。ただし、証明書類が日本語でない場合、別に 日本語訳した書類を添付すること。また、レートを 2020 年 7 月 1 日現在で円に換算すること。
 - (3) その他(対象者のみ)
 - ・4月以降に退職や休職したことがわかる証明書類(退職日や休職開始日等の記載があるもの。 新型コロナウイルス感染症の影響の場合のみ。定年等,自己都合による場合は対象外) (例:離職票・退職証明書・休職証明書・雇用保険受給資格者証)
 - (4) 学生本人のアルバイト等収入減少証明(対象者のみ)
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大前の給与明細と、拡大後の直近の給与明細もしくは休業証明等休業が 分かる書類等
- ※ 申請フォームに①~③を記載し、④の提出はPDFか写真データ化し申請フォームに添付してください。
- ※ 書類に不備がないよう十分注意してください。書類不備や内容不備があった場合選考対象となりません。

以 上